

平成 29 年 1 月 25 日

保護者の皆様

大阪市立市岡東中学校  
校長 傳馬 美弘

## 平成29年度 就学援助申請手続きについて

平素は、本校の教育推進にご支援とご協力を賜りありがとうございます。

さて、大阪市では教育の機会均等の精神に基づき、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助をおこなうことにより、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようするため、就学援助制度を設けています。就学援助制度の申請を希望されるご家庭は、「平成29年度(2017年度) 就学援助制度のお知らせ」(以下『お知らせ』という。)をよくご覧いただき、提出期限に注意して手続きをおこなっていただきますようお願いいたします。

### 1. 申請時期 平成29年3月1日～平成29年6月30日

申請区分	申請理由	申請期限	審査結果通知
早期	①～⑪	3月15日（水）	5月末日予定
一般1 (税情報利用)	①と⑫	5月15日（月）	8月末日予定
一般2	①～⑫	6月30日（金）	8月末日予定

- ※ 『一般1』の申請では、申請者の同意により、税情報の提供を受け審査ができます。
- ※ 7月1日以降に申請された場合は、認定されても申請日以降の費用しか受給できません。
- ※ 認否審査につきましては、学校へご提出いただいた書類をもとに、教育委員会事務局がおこないます。また、審査結果通知は教育委員会より、直接自宅へ送付されます。
- ※ 「支給についてのお知らせ」は、後日学校から配付します。
- ※ 年度途中で経済状況が変わり申請を希望される場合は、学校にご相談ください。

### 2. 提出書類

#### ①『平成29度(2017年度)就学援助申請書兼世帯状況票』(以下『申請書』)

- ※ 記入については、『お知らせ』のP. 4～5をご覧ください。
- ※ 上記申請区分に該当する区分を□で囲んでください。
- ※ 申請書は、1世帯につき1枚の提出です。  
(ただし、小・中学校など提出先が異なる場合は、学校ごとに必要です。)

#### ② 申請理由を証明する書類

- ※ 『お知らせ』のP. 2～3、及び『申請書』のうら面をご覧ください。
- ※ 申請者が児童生徒の父母以外の場合は確認書類が必要です。  
(『お知らせ』のP. 3 中央部に記載しています。)
- ※ 申請理由⑩番の場合は、原則、証明書は不要です。
- ※ 『一般1』(税情報利用)での申請の場合は、所得の証明書は不要ですが、借家の証明書や、ひとり親家庭の証明書など、所得の証明書以外が必要になる場合があります。

### ③『平成29年度(2017年度)入学準備学用品等購入申出書』(新小・中1年生のみ)

- ※ 購入年月日⇒平成28年4月1日から平成29年6月30日まで。領収書(レシートも可)は原本に限ります。  
領収書のあて名は申請者又は世帯状況欄に記載されている方に限ります。

### ④『就学援助費口座振替申出書』

- ※ 新たに就学援助の口座振替を希望する場合、または登録済の口座を変更する場合は事務室までお申し出ください。(ただし、徴収金と同じ口座を利用する場合は、『就学援助費口座振替申出書』は不要です。『申請書』の「徴収金届出口座を利用する。保護者名義の場合のみ可」の□に✓を入れてください。)

## 3. 提出方法

- ① 保護者が学校へ持参
- ② 郵送等

※①または②のいずれかの方法で提出してください。

郵送先

〒552-0002

大阪市港区市岡元町3-2-18

大阪市立市岡東中学校 事務室

## 4. お問い合わせ先

市岡東中学校 TEL6582-8580

※ 学校以外のお問い合わせ先は、『お知らせ』のP. 8をご覧ください。